

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし

- 1 国家公務員の取扱いを踏まえ、管理職手当が支給される職員を対象としている平日深夜に係る管理職員特別勤務手当について、特定任期付職員も支給対象とします。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。